

要則の方法を採用せられたるは、國際労働條約の精神に忠なる所以にあらざるは勿論又我國の現状にも適合したるものに非ず

吾人は政府の眞意を判断するに苦しむものなり

願はくは政府に於て、以上吾人の疑に答へ以

て國際労働代表選定に關する世上の誤解を一掃せられんことを。

右及質問候也

大正十三年三月十五日

日本労働総同盟
日本農民組合
官業労働総同盟
鈴木 文治
杉山 元次郎
川村 保太郎

内務大臣 板野 鍊太郎 殿

財團法人協調會大阪支所

13. 3. 22
6/18

大正十三年三月十九日

財團協調會大阪支所長 藤澤 穆

常務理事 添田 敬一郎 殿

労働代表推薦形勢之件

一時の形勢或は工場に於て新労働組合が續々出現せんとする模様であつたが此空氣は漸次に逸散して關西方面では今回の代表には確に鈴木文治氏が大多數の得票を得て推薦されるものとせられて居つた、然るに之に對抗して立つた海軍諸工廠内組合の合同運動と長門氏の推舉運動が愈々具体的となるに従つて長門氏の地位は有利となり漸次鈴木氏の壘に迫つて現在の状態は全く混沌として居る
即ち鈴木氏の得票と見做すべき概數を舉げれば